

ERC 井上様 ← 改本

100,000cpm の汚染を全身に受けた  
場合、最大被ばくを算出すると、

甲状腺感受性が高く摂取

率の高く11歳児換算で甲状腺

腺等価線量は769mSvと推測  
された。

11:05 送信

13:30 (受)

Uネット 5

内閣情報集約センター

様式1

情 報 メ モ

内閣情報集約センター

(件名)		女川原発放射線 (第 / 報)	
		(平成) 年 月 日 時 分現在	
入手源	東北電力 [REDACTED]	情報入手	平成23年3月13日
		時刻	13時00分
<p>女川原発での放射線増の観測は、南11kmにある福島第一原発の影響と見られるが、観測値が基準に達したため、10条通報された。</p> <p>女川原発は現在1-3号機全面停止中。</p>			

M23, 3/10  
ERC 10:31/15

従業者及び住民に対して実施した被ばく評価実例

- 1. 福島第一原子力発電所に隣接する双葉町の住民が避難をする際に、双葉高校で待機していた際、福島第一原子力発電所第1号機が水素爆発したことにより被ばくした可能性があったため、移動先の二本松市福島男女共生センターにてサーベイメータによる測定を9名について行ったところ、次の測定結果が得られた。

測定結果	人数
18,000cpm	1名
30,000~36,000cpm	1名
40,000cpm	1名
40,000cpm 弱※	1名
ごく小さい値	5名

100 mSv

1300.0 cpm

769 mSv

100,000cpm

※1回目の測定では、100,000cpm(カウント/分)を超えたものの、靴を脱いで再測定した結果、計測されたもの。

注) 被ばくの評価を早くするための測定であり、この基準値を超えた場合、詳細な被ばく評価を行うこととなる。

- 2. 福島県が3月13日から県内2箇所の保健所でスクリーニングを開始。測定の結果、~~30数名が~~ 13,000cpmを超えた者が30数名いた。

- 3. 福島第一原子力発電所第1号機で給水作業を行っていた自衛隊員が、発電所の水素爆発に遭遇したため、作業終了後測定した際は問題なかったが、OFCへ移動後、再測定を行ったところ、30,000cpmであったため除染を行った結果、~~5,000~10,000cpmが計測された~~ 5,000~10,000cpm となった。

福島第一原子力発電所第1号機格納容器のベント操作に伴い、東電社員1名が100mSvを超過(106.30mSv)。

なお、いずれも人体に確定的影響はないとされている。  
この核種や部位により、評価には差がある。福島第一原子力発電所の周辺に居住する住民は、ヨウ素をベースに評価する。

0.1 mSv/年 (年間) 以内 (内臓×線量率) (1回) である。  
※1ページは01ページです。



ERC の対応 ← 手紙

13:50 受

17:40 回答

手紙を修正して 回答

問 今回の原子力事故に伴う放射線による健康被害の状況如何

現時点では

最大と見られる 外部線量

1. 福島第一原子力発電所1号機 <sup>において</sup>、社員1名が100 mSv <sup>程度</sup>の ~~を~~被ばくを受けているが、~~当該社員を含めて~~、急性の放射線影響が生じる ~~者は~~いない。

被害

レベルでは

【参考】

○1 Gy 以上の被ばくを受けた場合に、急性の放射線影響が生じると言われている。

2. 周辺住民については、<sup>99量</sup>放射線の放出が認められる前に避難等の措置を実施しており、健康影響が認められるような被ばくは生じていないものと考えている。~~いずれにしても、正確な健康影響については、詳細な被ばく線量の評価を行う必要がある~~

今後、放射性物質の汚染した食物等の摂取制限を厳格に行うこと等により

【参考】

○過去の疫学データでは、50 mSv を超えない場合には、発がんリスクの上昇等の影響が認められていない。

AISC

課長

課長 of

課長



【機密性 2 情報】

13:44 (circled) ERC 1 福島  
(circled) ダウーソ

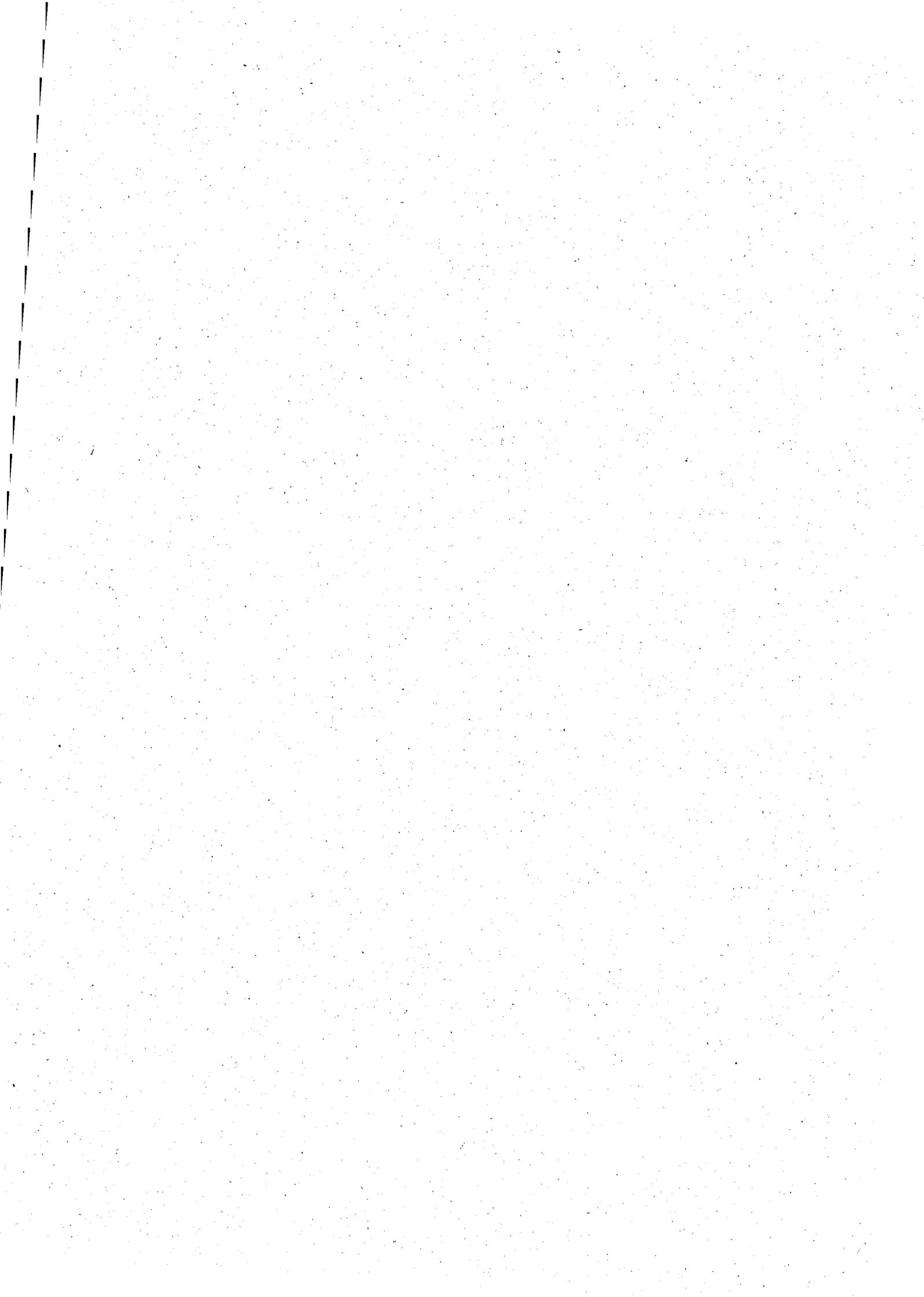
原子力安全委員会から住民避難についての助言

平成 23 年 3 月 14 日

原子力安全委員会

- ・福島第 1 原子力発電所の周囲 20 km 圏内はすでに避難地域に指定されています。従ってその圏内にまだ残っている方はできるだけ速やかに避難を行うようにしてください。
- ・移動に際し安全の担保されない疾病者は、その状態を優先させて下さい。
- ・避難の際には、風下を避けることに十分留意してください。

以上



【機密性 2 情報】

3月14日(月)

13:20 ERCへ送付ス

原子力安全委員会から住民避難についての助言

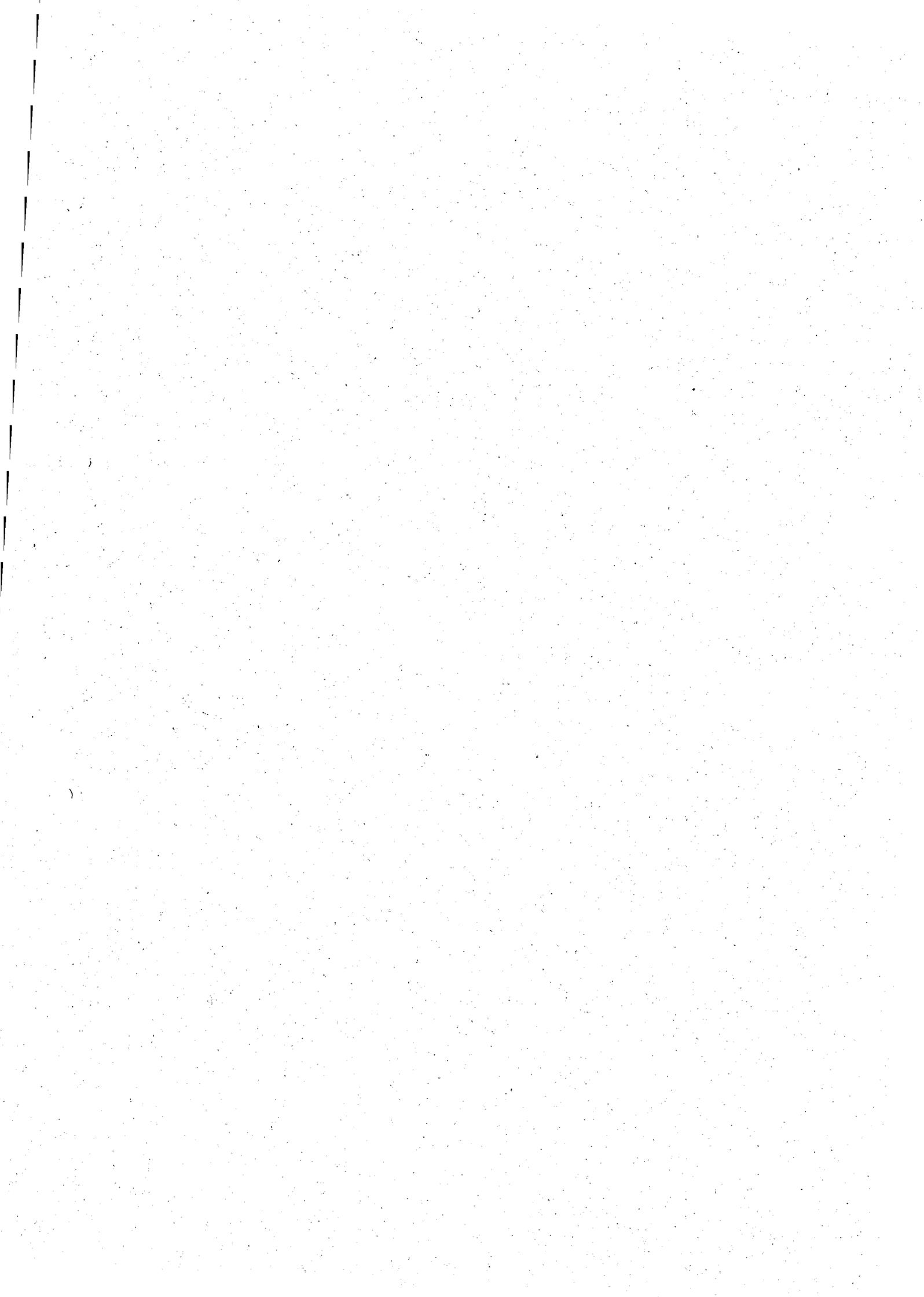
平成 23 年 3 月 14 日

原子力安全委員会

- ・福島第 1 原子力発電所の周囲 20 km 圏内はすでに避難地域に指定されています。従ってその圏内にまだ残っている方はできるだけ速やかに避難を行うようにしてください。
- ・移動に際し安全の担保されない疾病者は、その状態を優先させて下さい。
- ・避難の際には、風下を避けることに十分留意してください。

以上

電話追加説明  
現地には安全委員会の派遣者はいない。



【機密性2情報】

14:49 (茶) ERCA

3/14

安定ヨウ素剤内服について

平成23年3月14日

原子力安全委員会

- ・安定ヨウ素剤内服は、放射性ヨウ素の甲状腺集積を防ぐ目的で施行されます。
- ・現在避難範囲に残っている方々以外は服用する必要はありません。
- ・医師の管理のもとにのみ服用してください。

以上

3

20=36

NSC → ERC 20:35

ERCへ送信(奥) コメント入

平成23年3月13日

ERC 医療班

人体の被ばくの確認、除染の方法及び車の汚染確認について (案)

(3月13日18:20版)

【運転手、住民への周知】

測定要員がいる指定された場所に行ってもらおう。

【放射線測定要員への周知】

(1) 身体表面の汚染確認、除染方法について

- ① 測定要員が放射線測定器 (GM サーベイメーター) で身体表面の汚染の有無を、服を着た状態のまま測定する。
- ② 測定結果が 6,000cpm 未満の場合は、異常なし。
- ③ 測定結果が 6,000cpm 以上の場合は、以下の除染を実施。 *水で湿らす*
- ④ 衣服等 (アクセサリなど含む) が汚染していた場合には、濡れタオル等で拭き取りを実施。
- ⑤ 衣服の除染できない場合には、着替える。 *(着替)*
- ⑥ 手や顔等に汚染がある場合には、その箇所を濡れタオルによる拭き取り、あるいは水で洗い流す。 *水で洗う*
- ⑦ 手や顔等の汚染が除去できない場合には、専門家チームがいる施設に行ってもらおう。
- ⑧ 汚染された服等は、ビニール袋に入れて密封してもらおう。
- ⑨ 洗い流した水は回収する。
- ⑩ 汚染物については、保管し、後日専門の施設で汚染レベルを確認し処理方法を決定する。

(2) 車の汚染確認、除染方法について

- ① 測定場所に測定要員を配置し、放射線測定器 (GM サーベイメーター) を用いてタイヤの汚染の有無について測定を実施。
- ② 測定結果が、6,000cpm 以上であれば、タイヤの洗浄を行う。
- ③ 洗浄水は回収する必要があるため、洗浄にあたっては、窪みにビニールシート等を張り、その上に水を張り、そこを車で通過してもらおう。
- ④ その後、再度測定を実施し、汚染がないことを確認する。
- ⑤ ビニールシート等の上に張った水については、タイヤの除染が十分にできなくなってきたタイミングで、きれいな水と取り換えること。
- ⑥ 洗浄水は、ドラム缶、タンクなどの密封できる容器に貯める。



原簿、井上様

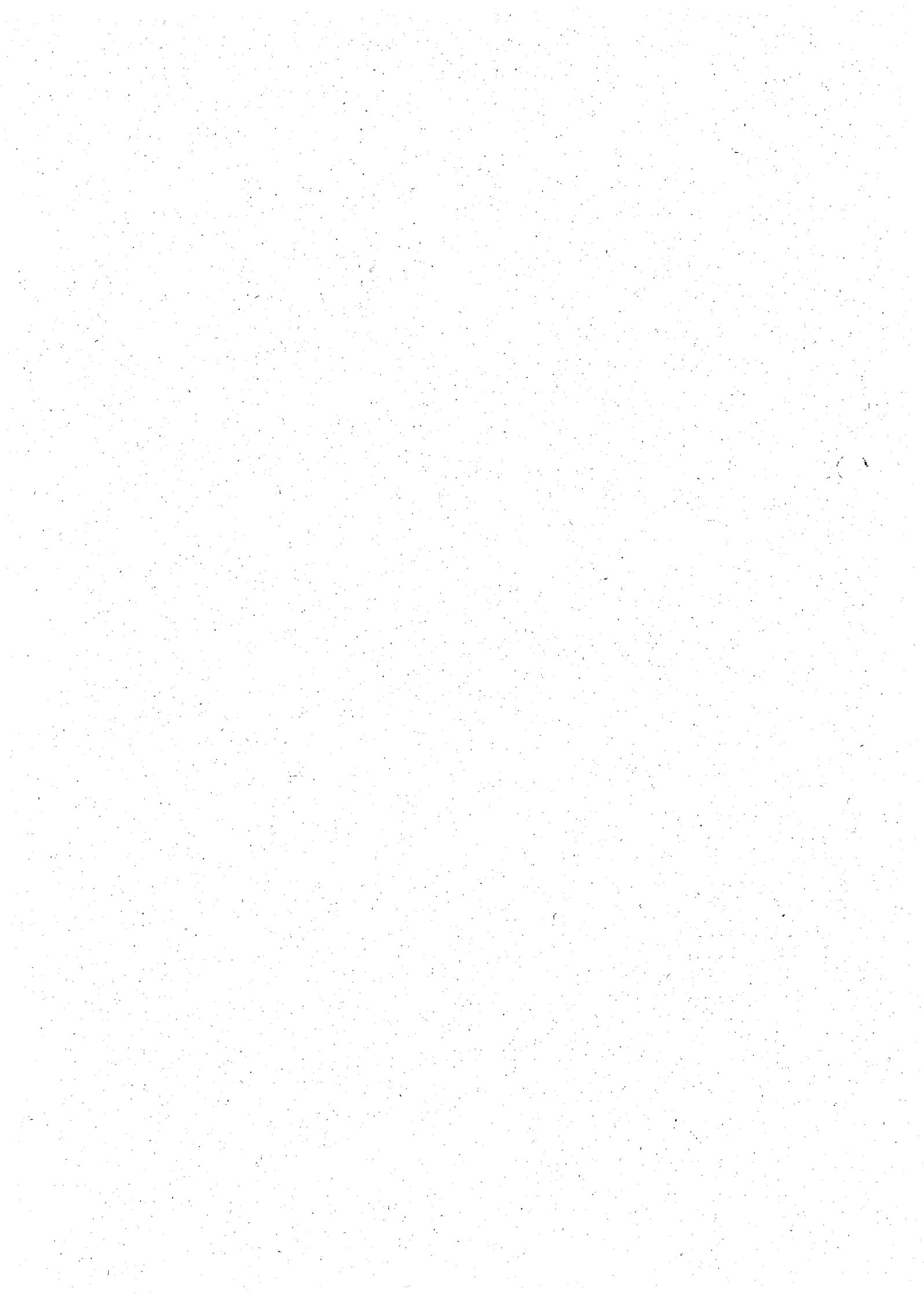
FAX: [REDACTED]

【機密性 2 情報】

ERCからの質問事項「福島第一原子力発電所の避難区域外に避難してくる車の汚染をどのように管理するか」についての助言

平成23年3月15日  
原子力安全委員会  
緊急技術助言組織

- 避難区域 20km に接する国道（6号線、114号線、288号線）が福島第一原子力発電所を中心とする半径 20km の円に接する箇所を測定点とし、GMサーベイメーターを所持した測定者を配置。
- 測定点を発電所から離れる方向に移動する車に対して、停止を求めてタイヤをGMサーベイメーターで測定する。
- 測定結果が 6,000cpm 以上であれば、タイヤの洗浄を行う。
- 洗浄水は回収する。



17-16

ERC1714

問題FAX回答

**FAX 通信簿**

平成23年3月15日

宛 先	原子力災害対策本部 放射線班 栗崎 様 FAX [REDACTED]
件 名	原子力発電所事故に伴う国産食品の安全性に関する応答要領について
送付文書	合計2枚(本状を含む)
備 考	栗崎様 平素よりお世話になっております。 応答要領を作成しましたので、ご確認をお願いいたします。 なお、本応答要領は、問い合わせがあった場合に手持ちで使用することを目的に作成しているものです。 どうぞよろしくお願いいたします。

**【発信者】**

厚生労働省医薬食品局

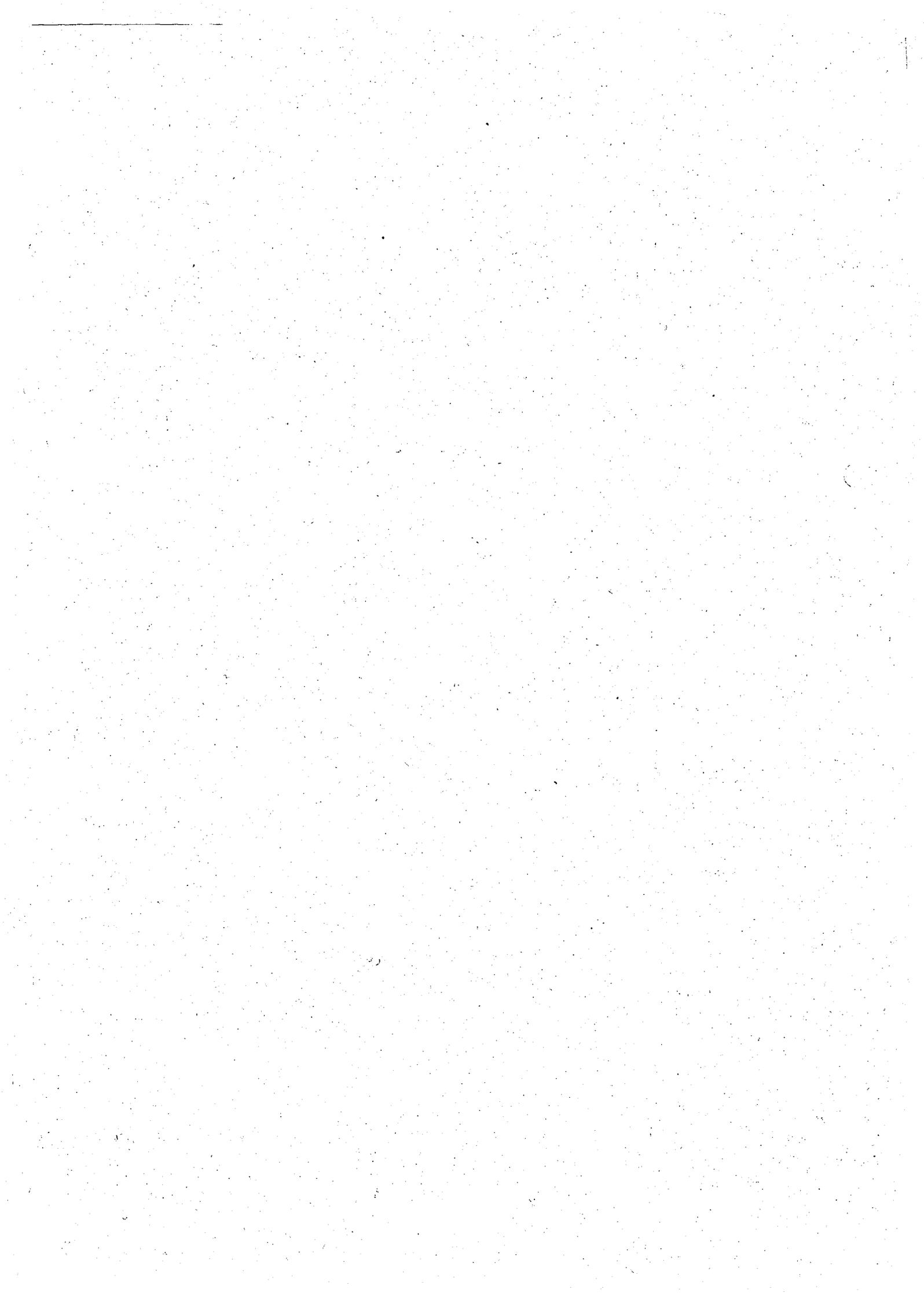
食品安全部企画情報課

佐久間

代 表 03-5253-1111 (内線 [REDACTED])

FAX [REDACTED]

メール [REDACTED]



## (案)

原子力発電所事故に伴う国産食品の安全性に関する外国政府、都道府県、  
一般国民からの問い合わせへの対応について

## (応答要領)

平成23年3月15日  
食品安全部監視安全課

問1 周辺地域の農林水産物の汚染の現状、今後の対策等、関連情報  
について教えていただきたい。

(注) 米四、中四等国産食品の輸出先国政府からの問い合わせあり

答

1. 現時点において、福島第一原子力発電所から半径20km、福島第二原子力発電所から  
半径10kmについて避難指示がなされており、3月14日、福島県農林水産部におい  
ても、

「東京電力福島一原発及び同第二原発のトラブルに伴う避難対象地区内の農林水産物  
については、地区内住民が全員避難していることから、現実的に出荷できる状況にな  
いこと。」と公表されている。

【参照：避難指示エリア等 福島県ホームページ】

[http://www.wcms.pref.fukushima.jp/pep\\_portal/PortalServlet?DISPLAY\\_ID=DIRECT&NEXT\\_DISPLAY\\_ID=U000004&CONTENTS\\_ID=23603](http://www.wcms.pref.fukushima.jp/pep_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=23603)

2. 本件については、今後の対応の必要性を含め引き続き注視してまいりたい。

問2 都道府県や事業者が、食品中の放射能濃度検査を行って差し支えないか。また、  
基準は設定されているのか。

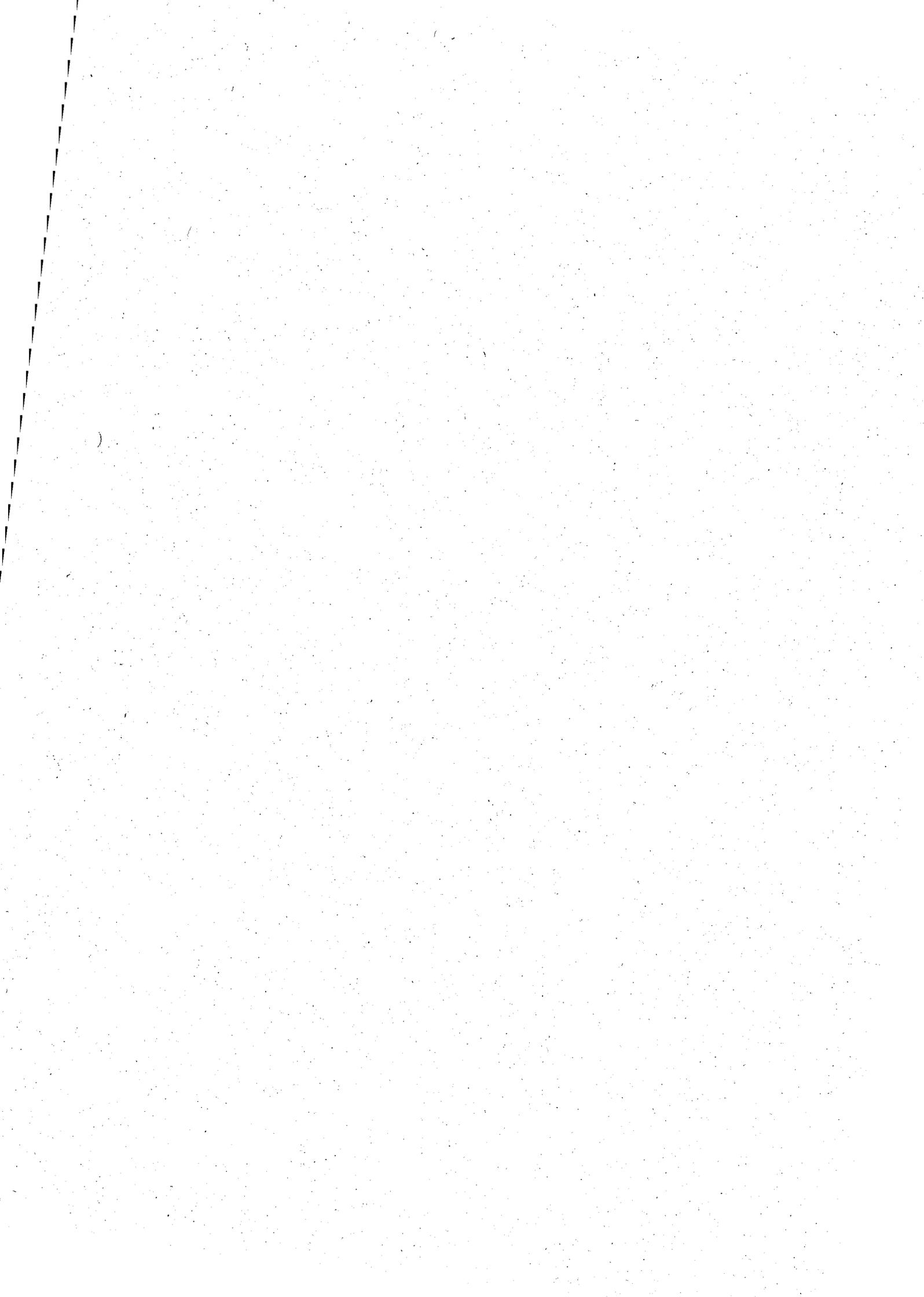
(注) 福島県、大阪府、大阪市からの問い合わせあり

答

1. 都道府県、事業者が自らの判断で放射能濃度の検査を行うことは差し支えない。

2. 結果の評価に当たっては、原子力安全委員会が設定した「飲食物の摂取制限に関する  
指標」を参考とされたい。

以上



バスの汚染検査について

平成 23 年 3 月 14 日

原子力安全委員会

住民避難用バスの汚染検査について、以下の通り助言いたします。

派遣されている汚染検査要員数では避難に使用されているバス全ての汚染検査を実施することが困難と考えられますので、各バス会社の社員の方にサーベイメータの使い方を教え、各自でバスの汚染検査を実施していただくことが現実的と考えます。スクリーニングレベルは人間の汚染検査同様、6,000 cpm が妥当と考えます。汚染検査する箇所はバス内部に限り、乗客が接触した可能性のある場所（シート、床、手すり等）とします。バス外面は洗車を行い除染してください。

もしバス内部に汚染が見つかった場合、その部分を取り外し、ビニール袋にいれ保管してください。取り外しが困難、かつ、簡単に汚染が除去できない場合、2次汚染を防ぐために厚手のビニール等で汚染箇所を覆うことで対応してください。

ERとリエゾンに確認し、

3/4 8:21 と FAX 1 ック

に印字されている旨連絡受  
けた。

